

「投票で あなたがつくる 明日の岐阜」

岐阜県議会議員選挙は

4月13日(日)が投票日です



①選挙の期日など

◇告示日 4月4日(金)
◇投票日 4月13日(日)
午前7時～午後8時

③投票できる人

◇日本国籍のある人
◇投票日(4月13日)に満20歳以上の
人(昭和58年4月14日以前に生ま
れた人)

◇と き 4月4日(金)
午前8時30分～午後5時

◇3カ月以上引き続き市内に住所の
ある人(平成15年1月3日以前に
転入届を出した人)

◇と き 4月4日(金)
午前8時30分～午後5時

※4月4日(金)以降に市内で転居さ
れた人は、転居前の投票所で投票
してください。

市役所本庁舎2階第1会議室

④県内他市町村へ転出された人

①投票日に美濃加茂市で投票する。
②美濃加茂市で不在者投票をする。
③市選挙管理委員会へ投票用紙など
を請求し、新住所地で不在者投票
をする。



⑤県内他市町村から転入された人

※いずれの場合も、新住所地の市町
村長が発行する「引き続き県内に
住所を有する旨の証明書」が必要
です。
※投票をする前に、新住所地の市役
所または町村役場の住民担当課で
この証明書を交付してもらう必要
があります。

市の選挙人名簿に登録され、平成
14年12月13日以降に県内の他市町村
へ転出された人で、新住所地の選挙
人名簿に登録されていない人は、次
のいづれかの方法で投票することができます。

①投票日に前住所地の投票所で投票
する。

①投票日に前住所地の投票所で投票
する。

※美濃加茂市から転出後、さらに県
内の他市町村へ転出された人は、
投票できません。

※新住所地の選挙人名簿に登録され
た人(平成15年1月3日までに転
入届を出された人は、新住所地で
投票することになります。投票さ
れる前に美濃加茂市または新住所
地の選挙管理委員会にお尋ねくだ
さい。

平成15年1月4日以降に他市町村
から美濃加茂市へ転入された人は、
前住所地の選挙人名簿に登録されて
いる可能性があります。
前住所地の選挙管理委員会へ確認
してください。前住所地で登録され
ている人は、次のいづれかの方法で
投票することができます。